

令和3年 第4回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和3年4月5日（月）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

1番：小田稻次郎      4番：清竹鉄也      5番：佐々木清和  
7番：飯田祥治朗      8番：穴井 勲      9番：佐々木洋子  
10番：植山秀明      11番：手島政弘

推進委員

12番：小野益利      13番：仲摩茂敏      14番：野田政春  
16番：矢野三八      17番：高倉三八      18番：熊谷厚己  
19番：田中卓一郎      20番：時松美智雄      21番：佐藤真悟  
22番：田吹博史      23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三      リーダー：若杉美紀  
主査：佐藤雄治      事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員      （農業委員）：      8名      （農地利用最適化推進委員）： 11名  
欠席委員      （農業委員）：      3名      （農地利用最適化推進委員）： 1名

<会長あいさつ>

■議事

議長      それではですね、早速審議の方に入りたいと思います。まず皆さんの方  
にお願いをいたします。毎回申しますけども、発言の際はですね、挙手  
をして議長から指名があった後に番号と氏名を述べてから発言をお願い  
します。議事録に記録されますので是非お願いします。それとまた、携  
帯電話は電源を切って頂くか、マナーモードにしてください。それから  
ですね、議事録署名委員の指名について、5番委員さんと7番委員さん  
に指名をいたします。異議はございませんでしょうか。はい、異議なし  
ということで、5番委員さんと7番委員さんに指名をいたします。それ  
ではですね、ただ今から報告案件に入りたいと思います。それでは報告

第8号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。報告第8号農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第8号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議長 続きまして報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

報告第9号（番号1番～5番）を読み上げて説明。

議長 以上で報告議案は終わりました。続きまして議案審議に入ります。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第11号（番号1番～4番）を読み上げて説明。

議長 事務局より説明がありました。それでは番号1番から担当委員さんよりお願いいたします。

19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号2番をお願いします。

23番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号4番。

13番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 今の4点ですね、番号1番から4番ですね、担当委員さんより説明がございました。それではあの審議を致しますので質問のある方は挙手をしてお願いたします。

私の方から1点。2番と3番の〇〇さんの分ですね、〇〇さん兩名の方が貰い受けるということなんですけど地番がですね、なんかちょっと入り組んでいて、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇番〇と〇〇〇さんが〇〇〇〇番〇という、なにかこの後もそういう感じで入り組んでいる感じなんですけど実際現地を見られて。

23番推進委員 昔は狭い田んぼがあって、それを1枚にしているのでそういう形になっています。畑もあまり落差のない畑が1枚になって、利用するのに分けた形がこの形になっています。

議長 わかりました。他にございませんか。

7番委員 いいですか。まだ地籍は入ってないんでしょう。

23 番推進委員 まだ入っていません。

7 番委員 地籍入ったら地番が変わるんじゃないの。

議長 はい、いいでしょうか。他にございませんか。ないようでしたら質疑を終了して採決に入ります。1 番から4 番までの議案について賛成する方の挙手をお願いします。全員賛成ということで本件は議案とおりに承認することといたしました。続きまして議案第1 2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の8 ページをお開きください。議案第1 2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

議長 議案第1 2号（番号1 番）を読み上げて説明。

議長 今事務局より説明がございました。それでは担当委員さんより説明をお願いしたいと思います。

22 番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、今担当委員さんからですね、説明がございました。この件に対してですね、質問のある方挙手をしてお願いします。

10 番委員 はい、植林をするということですが、木はどんな形で植えたいとかその辺のところは。

22 番推進委員 木についてはケヤキを植えてヒノキを奥に植えたいということです。そして道路側はバイパスが入っていますから、ちょっとずらして奥に1メートルか2メートル下がった状態で植えたいということで、本数もかなり減らしております。聞くところによると、事務局も知っていると思うんですが、森林組合の方に苗木を注文しているみたいで、連絡すればいつでも持って来てくれる状態になっているそうです。農業委員会の総会が賛成を得ないとどうにもならないから、期間もきていますので、4月中に植え付けをせんとちょっと遅いからですね。案件も1月に出して2か月間当たっていますので、できればよろしくお願ひしたいという本人の気持ちですね。

議長 今22 番推進委員さんから説明がありました。他に質問はございませんか。

4 番委員 はい、今後もこういった案件が出てくると思うんですよ。その時にですね、ただお願ひするしかないんですかね。なにか強制力じゃないけど周りの農地に迷惑がかからないような、ある程度道路端でも植えていいものかどうなのかを事務局に伺いたいんですけど。

事務局 今の質問なんですけど、農地を転用するにあたって転用できる農地の種類がありまして第1種農地というものと第2種農地、第3種農地とあるんですけど、基本的に第1種農地に関して転用は原則的には認められま

せん。九重町では農振地域に入っている場所とか、〇〇団地であったり〇〇であったり、大規模な農地が広がっている場所では原則的には転用は認められていません。次に第2種農地とよばれているものになるんですけど、こちらの場合他に転用できるような土地の候補がない場合に転用してもいいですよという土地になっておりまして、今回の案件にあがっている土地が第2種農地というところにあたっておりまして、植林をして今後も管理をしていくということで、ここに植林をしたいですよという点から第2種農地という判断になっております。一応転用に関してはですね、ここに植林をすることに関して農地法上問題は特にありません。許可が下りれば問題はありませんという現状になっています。第3種農地と呼ばれているものが九重町にほとんどないんですけど、基本的に農地の転用はほぼ全般的に認められるような土地になっておりまして、おおよそ近場でいえば九重インター付近にある農地は基本的に転用が認められるような農地になっております。以上です。

23 番推進委員

はい、今僕なんか〇〇まで行く途中に、〇〇辺りは〇〇〇〇とかあるあの辺りは元は田んぼじゃないですか。九重町ではそういう面では厳しすぎるじゃないですか。あれから〇〇〇までいろんな面で商業施設に変わってきている。だからそう町によって違うというのはわかるんだけど、あんまりにも厳しい面があるんじゃないかというあれがしたんですけど。

議 長

町によってという訳ではないとは思いますが、うちにしても〇〇町にしても農業委員会でおそらく農振地域に入っておれば、農振を除外してそうすれば農振外になりましょうから、そういうことであれば農業委員会が許可すれば建物を建てられる様になるのではないかと思います。事務局が言ったように、第1種農地は国の補助金が入っているということで、基本的に転用は無理ということで、そういう中では第2種農地で農振に入っていれば最初に農振を除外して、それからそういった申請が出てくればこれは農業委員会として賛成するか、反対するかその2つかないと思います。ですからいずれにしてもこの田んぼの中に植林とか建物が建つということは、農業委員会に申請していると私は思いますので、そういう中では九重町が厳しすぎるというわけではないと思います。一応手順を踏んでいると思います。

7 番 委 員

はっきり知らんとやけど〇〇町は市街化区域があるんじゃないか。そしたら建物を建てられる。そういうのがあるんじゃないか。

18 番推進委員

はい、ここを通っても法務局の審査がいるでしょう。そういう時はどうなるんですかね。

事務局 転用の現場はですね、許可権者は大分県の許可権となっておりますので、法務局は許可権を持っていないんですよ。あくまでも許可書が発行された土地に対して登記を変えるだけになっていますので、法務局に関してそこが許可に係ってくることはないようになります。

議長 他に質問ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終了しまして採決に入ります。議案第12号に賛成の方挙手をお願いします。大多数の方賛成ということで許可いたします。続きまして議案第13号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局よりお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。議案第13号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

議長 議案第13号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議長 それでは番号1番から番号3番までそれぞれ担当委員さんより説明をお願いします。

1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号2番をお願いします。

7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号3番をお願いします。

1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 番号1番から3番まで担当委員さんから説明がありました。それでは審議いたします。質問に入りますが質問のある方は挙手をしてください。

13番推進委員 今説明いただきました1番の件なんですけど、ちょっと説明と私たちが見たのと若干違う点があるようですから補足します。この件はですね、3月の時にあがりかけた案件です。それで現地の調査をした時に、この写真を見るとわかるようにこういう状況になっています。これに対して会長、副会長、事務局と皆さんでちょっとそこでお話をしたんですが、これちょっとおかしいんじゃないかという事で元に戻してくださいと。申請前にこういう事をしたらおかしいのではないですかという事で、この2ページ目のように全部また元に戻した写真になっています。全部やりかけた所とか撤去して土も剥がしていましたから、私は努力があったんじゃないかと思って、事務局の方にもそういった報告をしました。だから努力はしているんじゃないかと思います。以上です。

議長 他にございませんか。ないようでしたら質疑を終了したいと思います。よろしいですか。それでは採決にはいります。それでは番号1番について承認される方は挙手をお願いします。全員賛成をいただきました。番号2番と3番について賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。一応

承認ということでございます。この案件については意見書を付けて県の方に送りますので、また県の総会でいろいろな意見が出て、これはちょっと難しいぞとなればまた差し戻しを頂いて、再度審議をするような形になると思います。以上でございます。続きまして議案第14号農地法第4条事業計画変更について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお開きください。議案第14号農地法第4条事業計画変更について。

議案第14号（番号1番～2番）を読み上げて説明。

議長 事務局より説明がありました。それでは担当委員さんより説明をお願いします。

1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 番号1番2番について担当委員さんより説明がありました。それでは審議にはいります。質問のある方は番号を言って挙手をお願いします。ありませんか。無いようでしたら採決にはいります。議案第14号この案件に対して賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員賛成という事で承認する事に決定しました。これは第4条ですので、書類を付けて県に送ります。それでは続きまして議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の11ページをお開きください。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）。

議案第15号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 はい、今事務局より説明がありました。続きまして担当委員さんから説明をお願いします。

4番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 担当委員さんから説明がございました。それでは質問のある方は挙手をして意見を述べてください。

16番推進委員 なんで直接売買をしないのか。振興公社が入っているのはどういう意味ですか。

議長 これはですね。振興公社が入れば当然売る人と買う人が登記をしますね。成立すればですね、登記をする時に公社の方が費用を全部持ってくれます。それでですね、売った方買った方に所得税が確か2割か減免があり、直接売買をするより公社を通す方がメリットがあります。ですから登記をすると3万円くらいかかりますよね。ですからその部分を公社の方が持ってくれますので非常にメリットがあります。ですからまだこういったことを知らない方が結構おりますので、是非とも皆さん方がこういった

た場面に出くわした時は、こういったアドバイスをしてもらえれば、土地の売買の間に入ることはあんまりないんですが、こういった事を言ってもらえれば助かる部分もございます。他にございませんか。

7 番 委 員 補足ですが、売った人は手数料1. 5%、買った人が1%手数料としてとられます。

議 長 他にございませんか。無いようでしたら採決にはいたいと思います。議案第15号について賛成する方は挙手をお願いします。全員賛成ということで承認をする事といたします。続きまして議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権）事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書の12ページをお開きください。議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権）。議案第16号（番号1番～6番）を読み上げて説明。

議 長 はい、事務局より説明がございました。議案が6件ありますけど、番号6番は関係者がいらっしゃいます。農業委員会規則第11条に該当しますので、関連議案の審議開始から審議が終わるまでの間、関係者は退席をしていただくこととなりますのでよろしくをお願いします。それでは1番から担当委員さんの説明をお願いします。

14 番 推 進 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 続きまして番号2番。

14 番 推 進 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 続きまして番号3番担当委員さん説明をお願いいたします。事務局わかりますかね。

事 務 局 [事務局より報告]

議 長 続きまして番号4番の担当委員さんよろしくをお願いします。

19 番 推 進 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 続きまして番号5番担当委員さんの説明をお願いします。

12 番 推 進 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 それでは番号1番から5番までを質疑を行います。質問のある方は挙手をしてをお願いします。

7 番 委 員 毎回言よるんですが、10年くらいのはなんで中間管理機構を通さないんですか。何か理由があるんですか。

議 長 ちよつと事務局からお願いします。

事 務 局 一応今回も利用権設定の用紙を出される時に、一度お話の方はさせてもらっているんですけど今回はいいと言う事でお話は伺っております。あまりこちらから何度も言わせて頂くのもちよつと。

7 番 委 員                    その時にね、例えば受け手じゃなくて出し手の方に確か2万円最初の年  
 だけ出るんじゃないかな。そういう話はした方がいいんじゃないかな。  
 事 務 局                    ちょっと要件を自分がまだちゃんと把握していないので申し訳ないです  
 けれども。  
 議 長                    あの、先月2番委員さんの方から意見が出まして、いつかいい機会に  
 公社の方、中間管理機構の職員の方にこの場に来て詳しい説明をしたら  
 どうかという事で先月受けていました。今回年度も替わりましたので、  
 担当職員さんも変わりましたその辺がですね。私の方からも担当委員さ  
 んを通じてちょっとお願いしたいと思います。日田の振興局の方に駐在  
 員として1人常駐しておりますので、その方がしっかり説明できますの  
 で。ここに来て頂いてですね、それでどうしても聞きたいことがあつた  
 ら県の方に打診して、また時間を見て来て頂きたいと思います。こうい  
 った長期に渡って貸し出すという事になれば、7番委員さんが言ったよ  
 うに中間管理機構を通すとメリットがありますので、私たちも仕組みが  
 分かりませんので、そういった機会を持ってですね、皆さん方と一緒に  
 勉強していきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思  
 います。そういった勉強の機会を持ちたいと思っておりますのでよろしくお願  
 ひしたいと思ひます。他に意見ございませんでしょうか。ないようでした  
 ら議案第16号の番号1番から5番についてですね、賛成する委員の方  
 挙手をお願いします。全員賛成という事で承認する事となりました。そ  
 れでは番号6番ですね、利害関係者がいますので退席してもらって審議  
 を行いたいと思ひます。よろしくお願ひします。はい、それでは担当委  
 員さん説明をお願いします。

20 番 推 進 委 員                    [担当委員より現地調査の結果を報告]  
 議 長                    番号6番について担当委員さんより説明がございました。質問のある方  
 はですね、挙手をしてお願ひしたいと思ひます。審議を致します。承認  
 される方は挙手をお願いします。全員賛成という事で承認する事とな  
 りました。それでは退席された委員さんに入ってもらってください。それ  
 では議案第17号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事 務 局                    議案書の14ページをお開きください。議案第17号非農地証明願につ  
 いて。  
 議 長                    議案第17号(番号1番)を読み上げて説明。  
 それでは担当委員さんの説明をお願いします。

23 番 推 進 委 員                    [担当委員より現地調査の結果を報告]  
 議 長                    担当委員さんからの説明がございました。それでは審議をいたします。

23 番推進委員  
議 長

質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。ここ山林ということですが、杉とかヒノキを植えた訳じゃないんですよね。

自然になりました。

他に意見はございませんか。ないようでしたら議案第17号について賛成の方の挙手を求めます。全員賛成ということで承認することと致します。以上をもちまして本日の案件は全て終了となりました。